本協会の概要と業務の取組みについて

平成25年11月20日



目 次

- 1. 本協会の概要 (2頁)
- 2. 本協会の設立に至る経緯 (3頁)
- 3. 金商業者の業登録の状況 (5頁)
- 4. 正会員の業態 (6頁)
- 5. 正会員の増加に向けた取組み (7頁)
- 6. 金融商品取引業者等の自主規制機関等の状況 (9頁)
- 7. 本協会の組織 (11頁)
- 8. 正会員、賛助会員、後援会員(12頁)
- 9. 自主規制規則(13頁)
- 10. 自主規制規則の主な内容 (14頁)
- 11. 本協会の業務の取組み (16頁)

1. 本協会の概要

名称: 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会(注)

(英文名: Type Ⅱ Financial Instruments Firms Association)

所在地: 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8(東京証券会館6階)

目的: 正会員の行う、第二種金融商品取引業を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

業務: 正会員が上記目的の業務を行うに当たり、金融商品取引法などの法令等及 び本協会の自主規制規則などを遵守し、投資者保護を図るため、正会員への指導・勧告などを行う。

会員: 正会員33社、賛助会員1社、後援会員7団体(平成25年10月31日現在)

(注)本協会は、平成23年6月30日付けで、金商法上の認定金融商品取引業協会として、認定を 得ている。

2. 本協会の設立に至る経緯(その1)

平成19年6月: 金融商品取引業協会懇談会「金融商品取引業協会のあり 方について」(中間論点整理)

✓ 集団投資スキームの自己募集業及び信託受益権販売業についても、法 的規制と自主規制の二重構造が構築されることが望ましく、今後、日本 証券業協会内で、これらの「自主規制の隙間」について、検討を進めてい くことが適当。

平成19年9月: 金融商品取引法 施行

平成22年3月: 日本証券業協会 第二種業の自主規制に関する勉強会 「第二種金融商品取引業の自主規制に向けて」(論点整理)

- ✓ 現在、金商法上の自主規制が存在していない、いわゆるファンドの自己 募集業及び信託受益権販売業を中心に自主規制を行う一般社団法人 (自主規制機関)を設立する。
- ✓ 設立当初は、自主規制の体制整備が進んでいる業者を中心に運営を開始し、段階的に、幅広くカバーする。

2. 本協会の設立に至る経緯(その2)

平成22年10月: ファンド販売業者に対する検査結果について(証券取引等 監視委員会)

- ✓ 35の検査実施先のうち、25先(約7割)において、法令違反等の事実が認められた。
- ✓ 第二種金融商品取引業協会においては、今後、自主規制機関としての 役割を十分に発揮し、ファンド販売業者をはじめとする会員業者の法令 遵守の徹底に資することが強く期待される。

平成22年11月: 本協会 設立

平成22年12月: 本協会 業務開始

平成23年6月: 本協会 金商法上の認定協会としての認定を取得

3. 金商業者の業登録の状況

- 第一種金融商品取引業者 283社 (証券会社、金融先物会社、商品先物会社など)
- 第二種金融商品取引業者 1,269社
 (証券会社 約110社、投信委託会社 約50社、VC系 約10社、リース系 約10社、競走馬ファンド 42社(実質は21社)、不動産会社約600社 その他(約400社)は、二種専業か、兼業(投資一任・助言など))

• 投資助言·代理業 1,024社

• 投資運用業 315社

合計 2,079社(平成25年9月末現在)

(注)同一業者が複数の業登録を受けている場合があり、内訳と一致しない。

• 適格機関投資家等特例業者等 2,950社(平成25年9月末現在)

4. 正会員の業態

【正会員】33社(第二種業者の総数は、1,269社(平成25年9月末現在)

- 主に二種 7社
 - ミュージックセキュリティーズ (復興支援ファンド、地域活性化ファンド等)
 - 一 芝浦グループホールディングス (太陽光発電ファンド)
 - 一 ジャフコ、大和企業投資(ベンチャーキャピタルファンド)
 - ー ウィズ・パートナーズ(投資事業ファンド)
 - タッチストーン・キャピタル・マネージメント(不動産信託受益権ファンド)
 - ー サン・キャピタル・マネジメント(回胴式遊技機の事業ファンド、商品ファンド)
- 商品先物会社 5社
- 証券会社 17社
- 投資一任・助言会社 1社
- 金融機関 3行

5. 正会員の増加に向けた取組み(その1)

- ・ 過去3回、7月~8月にかけて、すべての二種業者(正会員等を除く。)に対し、事業報告書、アンケートなどを郵送し、周知・入会勧奨を実施した。
- 過去、東京、大阪、名古屋、福岡で、それぞれ行政当局と連携して講演会 を開催し、入会勧奨を行った。(合計約300社参加)。
- 随時、個社訪問して、入会勧誘を実施。また、個別の業界を通じて、傘下の会員に説明会を行った。
- 今年度(平成25年4月~)は、ファンドの取扱いの多い二種業者を中心に、 個社訪問を実施中。

5. 正会員の増加に向けた取組み(その2)

本年8月、入会パンフレットを作成し、すべての二種業者に送付。併せて、各財務局等の協力のもと、新規に二種業登録した会社に提供中(資料参照)。

・ 研修の充実

従来の研修(内部管理統括責任者研修、営業責任者研修、内部管理責任者研修、反社排除研修)に加え、二一ズに応じた研修を実施・検討中。例えば、利益相反対応、法定帳簿・社内諸規程等整備、FATCA対応など。

- 投資型クラウド・ファンディングの推進への対応
 - •検討会合を設置し、金融審WGの議論をフォロー、必要な対応を検討中。
 - 匿名組合契約書、契約締結前交付書面等の準備を行う。など
- 反社会的勢力排除に向けた取組み支援の拡充

6. 金融商品取引業者等の自主規制機関等の状況

自主規制機能 金融商品取引業			規則制定、会員調査 指導勧告、会員制裁	苦情解決 あっせん
第一種	有価証券関連業			
	店頭デリバティブ	金利スワップ等		
		金融先物取引		
第二種	市場デリバティブ	金利スワップ等		
		金融先物取引		
	集団投資スキーム 自己募集業			
	みなし有価証券関連業	信託受益権販売業		
		商品投資販売業		
投資運用	投資信託委託業、投資法人資産運用業			
	集団投資スキーム 自己運用			
用	投資一任業			
助言	投資助言業			
	投資助言契約、投資一任契約の代理・媒介業			

=第二種金融商品取引業協会

(参考)自己募集業、みなし有価証券の売買等業務とは

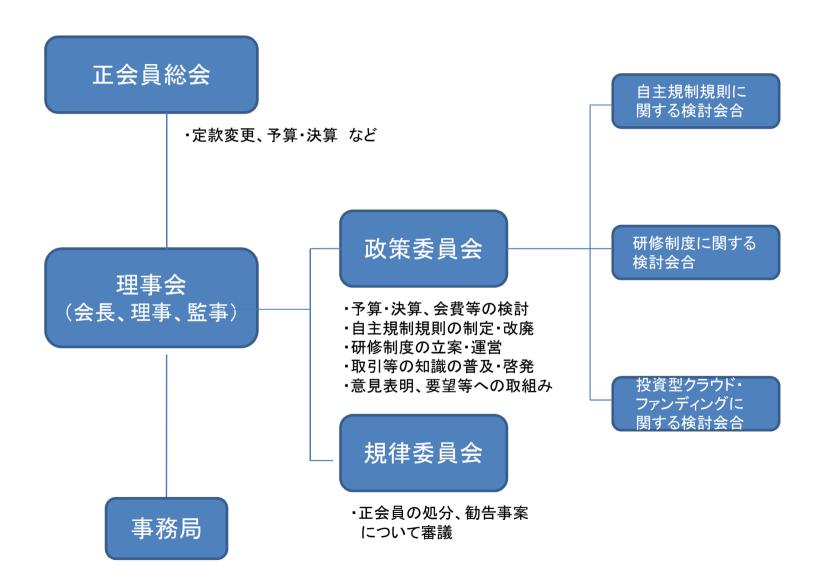
- ・ 本協会は、第二種金融商品取引業のうち、自己募集業とみなし有価証券の売買 等業務(自己募集その他の取引等)を自主規制の対象としている。
- ①自己募集業(金商法第2条第8項第7号に掲げる行為(同号のへ及びトに掲げる有価証券に限る))

組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約、社団法人の社員権その他の権利などについて、募集又は私募を行うこと。

②みなし有価証券(金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同号各号に掲げる権利)についての売買その他の取引等

信託の受益権、合名会社・合資会社・合同会社の社員権、組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業契約、社団法人の社員権その他の権利、学校債などについて、売買、売買の媒介・取次・代理、売出し、募集・売出しの取扱、私募の取扱いを行うこと。

7. 本協会の組織



8. 正会員、賛助会員、後援会員

正会員

• 金融商品取引業者及び登録金融機関のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者であって、理事会の承認を受けた者とする。

賛助会員

• 本協会の目的に賛同する自己募集その他の取引等を業として行う者であって、その行う業務について、宅地建物取引業に基づき不動産信託受益権等の取引に係る投資者の保護等に関する規制が適用される者であって、その主とする業務が金融商品取引業以外の業務であると本協会が認める者)とする。

後援会員

本協会の活動を後援する者であって、本協会が認める者とする。

(参考)会費等の比較表

The street of th					
	正会員	賛助会員	後援会員		
入会金	100万円(注1)	なし	なし		
年会費	50万円(注1)	20万円(注2)	20万円		
自主規制規則の適用	あり	なし	なし		
総会での議決権	あり	なし	なし		
加入協会記載(注3)	可	否	否		

- (注1) 同一年度内であれば、分割払いが可能です。
- (注2) FINMACに個別利用登録をされている場合、10万円に減額されます。
- (注3) 営業所に掲示する「標識」及び「契約締結前交付書面」に、加入協会として本協会の名称を 記載することができます。

9. 自主規制規則

本協会の自主規制規則は、既存の自主規制機関(日証協、金先協、 投信協、投資顧問協)の規則を参考にして、総則的な項目を中心に構成。

【現行の規則】

- ①広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
- ②投資勧誘及び顧客管理等に関する規則
- ③第二種業内部管理統括責任者等に関する規則及び細則
- ④正会員の処分等に関する規則
- ⑤監査規則
- ⑥苦情処理規則
- ⑦反社会的勢力との関係遮断に関する規則
- ⑧個人情報の保護に関する指針

10. 自主規制規則の主な内容(その1)

①広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

広告審査担当者を配置し、広告等の審査を実施すること。

②投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

- 集団投資スキーム持分について自己募集その他の取引等を行うときは、顧客の出資金銭と事業者の個別財産が分別管理されていることを確認すること。
- 顧客管理記録を作成・保存すること。

③第二種業内部管理統括責任者等に関する規則及び細則

• 第二種業内部管理統括責任者、第二種業内部管理責任者、第二種 業営業責任者を選任し、研修を受講すること。

④正会員の処分等に関する規則

10. 自主規制規則の主な内容(その2)

⑤監査規則

- 書面監査及び実地監査の手続きに関する事項

⑥苦情処理規則

• FINMACを通じた苦情・あっせん手続きに関する事項

⑦反社会的勢力との関係遮断に関する規則

- ・ 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を策定・公表すること。
- 役職員へ研修等を実施すること。

⑧個人情報の保護に関する指針

個人情報の漏えい、不正流出等の防止のため管理態勢を整備すること。

11. 本協会の業務の取組み(その1)

- ・ 正会員に対する法令、諸規則等の遵守の徹底、教育研修の実施
 - ⇒「本協会の研修制度のあり方について(論点整理)」(平成24年2月3日)に 基づき、実施(以下は昨年度の実績)。
 - 本年1月22日(火) 第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者向け研修を実施 2月20日(水) 第二種業内部管理統括責任者向け研修を実施 3月13日(水) 反社会的勢力排除マニュアルに基づく研修を実施
 - ⇒ 今年度(平成25年度)は、正会員のニーズを念頭に、さらなる研修を行う予定。 (例えば、法定帳簿・社内諸規程の整備や苦情・あっせんの事例紹介など。) 本年7月22日(月) 利益相反管理の実務研修を実施
 - ⇒ 研修用テキスト(「第二種金融商品取引業 実務必携」)の作成・配付 (本年9月4日付け通知)。
 - ⇒ 今年度は、「自己点検報告書」制度の2期目。11月下旬から実施。

11. 本協会の業務の取組み(その2)

・正会員への支援

- ⇒「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付を実施(昨年10月1日付け通知)。
- ⇒「金融商品取引からの反社会的勢力排除マニュアル」の作成・配付 (本年1月9日付け通知)。
- ⇒「コンプライアンス相談室」を開設、実施中。
- ⇒ 「税務相談室」を開設、実施中。
- 日本再興戦略(6月14日閣議決定)におけるクラウド・ファンディング対応
 - ⇒ 金融審議会WGの議論に適切に対応するため、協会内に検討の場を設置。
 - ・投資型クラウド・ファンディングの特性に基づいて、自主規制を検討。
 - ・匿名組合契約、契約締結前交付書面などを準備中。
- 正会員間、関係団体等との意思疎通の促進、要望等への取組み
 - ⇒ 規制緩和対応、法令改正時のパブコメ対応 など。
- ・ 法令改正等に対する対応(各種通知)

参考(正会員向けの主な発出文書)

年月日	通 知 件 名
〇 平成23年 6月30日	認定金融商品取引業協会としての認定の取得について
10月28日	反社会的勢力との関係遮断に関する規則のQ&Aについて
〇 11月18日	標識・広告等・契約締結前交付書面等の取組状況の結果について
12月26日	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について
〇 平成24年 1月10日	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)に関する意見提出について
2月 3日	「本協会の研修制度のあり方について(論点整理)」の公表について
2月 3日	「第二種業内部管理統括責任者に関する規則」等の考え方について
	金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正に伴う「登録申請書」の様式変更について
3月 1日	第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者の配置について
3月30日	平成24年度研修基本計画について
〇 3月30日	
〇 9月21日	内閣府「国の規制・制度に関する意見の集中受付」における規制改革要望の募集について
〇 10月 1日	「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付について
〇 11月 5日	
11月12日	
11月29日	
	「金融商品取引からの反社会的勢力排除マニュアル」の御送付について
	「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正について
	本年1月22日開催の「第二種業営業責任者研修」及び「第二種業内部管理責任者研修」の動画配信について
	本年2月20日開催の「第二種業内部管理統括責任者研修」に係る講義録等の御送付について
	平成24年度「自己点検報告書」の集計結果について
	税務相談室の設置について
4月 4日	
	「米国の外国口座税務コンプライアンス法への対応について」の周知のお願いについて
7月29日	
8月 2日	
8月22日	平成25年7月22日開催の「利益相反管理の実務研修」の動画配信について
〇 9月 4日	
〇 9月13日	
10月17日	「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に
	関するリーフレット及び事業者向けパンフレットの周知依頼について
〇 10月30日	「金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る
	留意点」(平成25年度第2四半期分)の周知依頼について
10月30日	「反社会的勢力排除の実務研修」の実施について